

地域未来創造総合補助金地域創生枠に係る特認事業取扱要領

1 趣旨

この事業は、市町村合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日 法律第6号）の適用を受け行われる市町村合併において、地方自治法第4条に規定された合併後の地方公共団体の事務所の位置にあたらぬ旧町村地域（以下「旧町村部」という。）の住民が、安心して、活気に満ち、地域に誇りを持って暮らせるよう、旧町村部の活力維持や活性化に向けた持続可能な取り組みの立ち上げから定着までを支援することを目的とする。

2 事業対象者

- （1）この事業において対象となる者は、旧町村部の活力維持や活性化に向け、持続可能な取り組みを立ち上げ、継続していこうとする個人、各種団体、法人、又は地域活性化の効果をより大きくするため複数の個人、各種団体若しくは法人が行う一体的で持続可能な取り組みを推進する各種団体、法人（以下「事業対象者」という。）とする。
- （2）事業対象者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

3 事業の内容

- （1）県振興局長（以下「振興局長」という。）は、事業対象者が持続可能な事業を実施するにあたり、その取り組みの立ち上げから定着までを支援するものとする。
- （2）対象となる事業は、一次産業、商工業、観光産業等の振興を通じ、旧町村部の活力の維持や活性化につながる持続可能な取り組みで、当該地域の雇用機会の拡大や所得の向上につながるものとする。

4 事業計画

- （1）振興局長は、所管する旧町村部の活力維持や活性化に向け、具体的な取り組みが動き出すよう事業の組み立てや事業対象者の掘り起こしに積極的に取り組むものとする。
- （2）事業対象者は、事業が定着するまでの少なくとも3年間、定着までにそれ以上の期間が必要な場合は、定着するまでの期間を対象とした事業計画（第1号様式の1～3）を作成するものとし、その作成に当たっては、当該事業により、最も大きな波及効果が想定される旧町村部を所管する振興局長と、あらかじめ協議を行うものとする。

- (3) 前項の協議を受けた振興局長は、当該事業により想定される波及効果等に基づき、支援の適否を決定するものとする。
- (4) 前項に基づき、振興局長が支援することが適当と判断した場合は、当該事業計画の作成を支援するものとする。
- (5) 事業対象者は、(2) に規定する事業計画書を変更する必要がある場合は、支援を受ける振興局長とあらかじめ協議し、その指示を受けることとする。

5 県支援計画

- (1) 振興局長は、4の(3)に基づき支援を行う場合は、当該事業計画が定着するよう県の立場から支援する県支援計画(第2号様式の1～2)を作成するものとする。
- (2) 振興局長は、前項の県支援計画を作成した場合は、当該県支援計画について知事の承認を得るものとする。
- (3) 振興局長は、前項に基づく知事の承認の有無を、地域未来創造総合補助金地域創生枠に係る県支援計画承認決定通知書(第3号様式)により速やかに事業対象者に通知するものとする。
- (4) 事業対象者は、前項に基づき知事の承認の通知があった場合は、当該事業計画を確実に履行するよう努めなければならない。
- (5) 振興局長は、知事の承認を得た県支援計画に基づく支援を確実に実行し、事業対象者と連携しながら事業計画の定着に取り組むものとする。
- (6) 振興局長は、4の(5)による事業対象者との協議により、事業計画の変更が必要となった場合は、県支援計画の見直しを行い、必要に応じ、知事の承認を得るものとする。

6 起業化支援サポートチーム

- (1) 知事は、この事業の実施に当たり、専門的な立場から指導、助言を行い事業の立ち上げから定着までを支援するため起業化支援サポートチーム(以下「サポートチーム」という。)を設けることとする。
- (2) サポートチームの取扱いについては、知事が別に定めるところによる。

7 県の助成

知事は、予算の範囲内において、事業計画期間における当該事業に要する経費について、別に定める地域未来創造総合補助金交付要綱により助成するものとする。この場合、助成は原則単年度で行うものとする。

8 検査等

知事又は振興局長は、必要があれば事業対象者に対しこの事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(附 則)

- 1 この要領は令和 7 年度地域未来創造総合補助金から適用する。

第 3 号様式

地域未来創造総合補助金地域創生枠に係る県支援計画承認決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県〇〇振興局長

地域未来創造総合補助金地域創生枠で実施を希望する補助事業に係る県支援計画については、下記のとおりとなりましたので通知します。

なお、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、この採択を取り消す場合があります。

記

事業名 〇〇〇〇事業 承認

第 1 号様式の 1

事業計画書

事業計画期間	年 月 日～ 年 月 日	補助充当期間	年 月 日～ 年 月 日
対象とする旧町村部名		管轄（ ）振興局	
補助対象事業の全体概要			
補助対象事業の意義・必要性			
補助事業者の概要		補助対象事業の実施体制	
補助対象事業が定着する時点で想定される旧町村部への具体的な波及効果			
補助対象事業の定着までのリスクとその対応			
立ち上げに要する費用	千円	必要補助金額	千円 補助率
補助対象事業が定着すると考える理由			

第 1 号様式の 2

年度別事業計画書

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
事業計画					
旧町村部への効果					
	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目
事業計画					
旧町村部への効果					

第1号様式の3

年度別収支計算書

(1) 収入の部

[illegible]

(2) 支出の部

[illegible][illegible]

第 2 号様式の 1

県支援計画

事業計画期間	年 月 日～	年 月 日	補助充当期間	年 月 日～	年 月 日
対象とする旧町村部名			管轄（ ）振興局		
補助対象事業の全体概要					
補助対象事業の意義・必要性					
補助事業者の概要と補助対象事業の実勢体制及びその適否					
補助対象事業が定着する時点で想定される旧町村部への具体的な波及効果					
補助対象事業の定着までのリスクとその対応					
県の支援等を通じ補助対象事業が定着すると考える理由					
立ち上げに要する費用	千円	必要補助金額	千円	補助率	

第 2 号様式の 2

年度別県支援計画

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
事業計画					
旧町村部への効果					
県支援計画					
支援の必要性					